

見積競争の公告

国立大学法人筑波大学において、次のとおり見積競争を実施します。

1. 見積競争に付する事項

- (1) 件名 医師主導治験（医薬品）における総括報告書（和文）作成業務
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日～令和7年3月31日

2. 仕様書等関係書類交付方法

仕様書等関係書類は、本公告に添付する。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 場所 茨城県つくば市天久保2丁目1番地1
国立大学法人筑波大学病院総務部管理課
- (2) 連絡先 (担当) 池田 電話番号 029-853-3539
- (3) 見積書提出期限 令和6年6月25日 12時00分
見積競争結果については、電話等により行う。

4. 見積の方法

- (1) 国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準を熟知し、仕様書及び契約条項を承諾のうえ、見積るものとする。
- (2) 契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額で見積るものとする。

5. 見積競争に参加する者に必要な資格

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程（以下「規程」という。）第46条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 規程第47条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和6年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること、又は当該資格を有しない者であって、過去1年以内に本学との取引実績を有する者であること。
- (4) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

6. 契約書の作成等

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。（契約保証金は免除）

7. 契約の方式

- (1) 最低価格の見積書を提出した者及び次順位者を契約予定者として、価格交渉を行う。
- (2) 契約予定者との価格交渉により、本学の希望価格の範囲内において最低価格を提示した契約予定者を契約の相手方とし、契約金額を決定する

以 上

令和6年6月18日

国立大学法人筑波大学
分任契約担当役
附属病院長 平松 祐司

見積書提出の注意事項

- 1 見積書提出期限 令和6年6月25日 12時00分
(郵便(書留郵便に限る。))又は宅配便(以下、「郵送等」という。)で
発送する場合には提出期限までに必着のこと)
提出場所 〒305-8576
茨城県つくば市天久保2丁目1番地1
国立大学法人筑波大学病院総務部管理課 池田
電話番号: 029-853-3539
- 2 見積書作成の注意
 - (1) 見積金額は算用数字を用いて明確に記入すること。
 - (2) 住所氏名を記入し押印すること。
 - (3) 日付を必ず記入すること。
- 3 上記注意事項に適合しない見積書は無効とすることがある。
- 4 契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- 5 見積競争参加資格の確認のための書類
この見積競争に参加を希望する者は、下記競争参加資格の確認のための書類を見積書とともに提出すること。
 - ・令和6年度に係る一般競争(指名競争)参加資格審査結果通知書(全省庁統一資格又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格)の写し……………1部
 - ・仕様書「7. 委託先の条件」を満たすことが証明できる書類……………1部
- 6 いったん提出された見積書は引換え、変更、取消しをすることができない。
- 7 この契約に必要な細目は、以下によるものとする。
 - ・国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-ho-kisoku/s-03/>
 - ・物品供給契約基準及び役務提供契約基準
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/#kijun>

仕 様 書

1. 件 名：

医師主導治験（医薬品）における総括報告書（和文）作成業務

2. 業務委託内容

総括報告書作成業務

薬審第 335 号（治験の統括報告書の構成と内容に関するガイドライン）に基づく総括報告書作成業務

(1) 手順書作成

- ・ 総括報告書作成手順（業務すり合わせ）
- ・ 打ち合わせを含む（1回を想定、打ち合わせ記録を作成）

(2) 総括報告書案（試験方法記載、結果モックアップ）

- ・ 総括報告書案（プロトコル、解析計画書、手順書等から作成）
- ・ 重篤な有害事象等の叙述、分析及び考察案
- ・ 雛形提供なし（様式指定なし）
- ・ 筑波大学レビュー及びレビュー対応（2回程度を想定）
- ・ 打ち合わせを含む（1回を想定、打ち合わせ記録を作成）

(3) 総括報告書案（解析結果作成）

- ・ 総括報告書案（解析報告書等から作成）
- ・ 筑波大学レビュー及びレビュー対応（1回程度を想定）
- ・ 打ち合わせを含む（1回を想定、打ち合わせ記録を作成）

(4) 付録作成業務

- ・ 総括報告書の付録（一覧等）作成

(5) 文書 QC 業務

- ・ 作成文書の QC 業務
文書はシングルチェック以上、数値はダブルチェック以上
PDF の電子仕様チェックを含む
- ・ QC 証跡作成

(6) 監査対応業務

- ・ 総括報告書監査対応
- ・ 監査後の修正および QC 業務
- ・ 打ち合わせを含む（1回を想定、打ち合わせ記録を作成）

(7) ファイリング及び電子化業務

- ・ 紙ファイリング（付録含む）
- ・ PDF 電子化（しおり設定を含む）

3. 成果物の納品

本契約における納入／提供すべき成果物は、上記第2項において発生するすべての資料とする。なお、総括報告書作成における納入／提供すべき成果物は紙媒体及び電子媒体（CD-R等の記録媒体）での納入／提供とし、部数は以下のとおりとする。また、監査対応により変更の場合は、監査提出版も同様に納入する。

- ・ 総括報告書（付録含む、紙ファイリング）：1部
- ・ 電子総括報告書（付録含む、電子資料（ワード、PDF））：各1部
- ・ 作成経緯（レビュー結果等）：1部（納入は電子媒体のみ）
- ・ QC証跡：実施分（納入は電子媒体のみ）

4. 業務委託責任者及び業務指示者

筑波大学つくば臨床医学研究開発機構中央管理ユニット長 橋本 幸一

5. 業務委託期間

業務委託期間は、契約締結日（令和6年6月を想定）から令和7年3月31日までとする。

6. 治験概要

(1) 試験デザイン

- ・ 第II相医師主導多施設共同治験（医師主導治験）
- ・ 対象疾患：膀胱がん
- ・ 非盲検非対照試験

(2) 評価項目

- ・ 有効性評価項目：6項目
- ・ 安全性評価項目：3項目
- ・ 探索的評価項目：4項目

(3) 登録症例数

46例

(4) 治験実施期間

令和元年1月～令和6年6月

上記以外の試験詳細については、国立大学法人筑波大学との秘密保持契約締結後に開示する。

7. 委託先の条件

「臨床開発業務受託機関（CRO）」として業を営むものであること。

下記の条件をすべて満たすものとする。

(1) 所在地

- ・ 治験調整事務局（筑波大学）との対応を考慮し、関東に拠点を有していること。

(2) 加盟団体、許認可

- ・ 業界標準フォーマットを用いたドキュメントの作成、業務推進が実現できることとの観点から、日本 CRO 協会、日本 QA 研究会、関西医薬品協会のいずれかに加盟していること。

(3) メディカルライティングの条件

- ・ 医師主導治験の総括報告書を、過去 3 年以内に 5 試験以上の作成経験があること。
- ・ メディカルライティング経験が 5 年以上の者が対応部署に在籍し、本業の対応が可能であること。
- ・ 医薬品の文書 QC 業務を実施できるもの（文書 QC 専属の担当者が複数名在籍していること）。
- ・ 日本科学技術連盟（メディカルライティング教育コース）、日本メディカルライター協会等の講習会に定期的に参加する等を行い、最新のライティング情報を対応部署内で共有していること。

(4) その他

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、医薬品医療機器等法）、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（以下、G C P）等の治験関連法規制に関連する事項について教育・研修等を継続的に行い、教育研修の記録を有していること。

- ・ 委託業務の担当予定者は、医薬品医療機器等法、G C P に精通し、最新の業務知識を有していること。
- ・ 委託業務の担当予定者は、問題点を把握・分析し、適切に対処判断できること。
- ・ 社内で定期的にシステム監査が実施されていること。
- ・ 契約前又は契約締結後の業務開始前、あるいは発注者により要請があった場合、筑波大学つくば臨床医学研究開発機構担当者による調査（社内体制の確認等）を受け入れられること。
- ・ 監査、規制当局による適合性書面調査及び G C P 実地調査を受け入れられること。
- ・ 迅速で良好なコミュニケーションがとれること。
- ・ 業務内容に問題があると筑波大学つくば臨床医学研究開発機構担当者が判断し、業務改善の申し入れをした場合、適切に対応できること。
- ・ 医師主導治験での業務実施に伴い、効率的に業務の実施（提案を含む）が可能なこと。
- ・ 第三者への再委託は禁止とする。

8. 秘密保持

請負者は、当該委託内容の実施にあたり発注者から知り得た内容を他の用途に使用してはならない。また、発注者が承認した部分を除き、委託内容の実施により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

9. 支払い

委託代金は、各業務の完了時期に応じて、業務履行確認後、適法な請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。

交通費並びに宿泊費等の実費については、「国立大学法人筑波大学出張及び旅費に関する規則」に準じ、上記支払時に合わせて別途支払うものとする。

10. その他

- (1) 本仕様書に定めるものの他に必要な事項は、本学と請負者の双方協議の上で、定めるものとする。
- (2) 当該契約に必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。
- (3) 当該契約に参加する者は、事前に国立大学法人筑波大学と秘密保持契約を締結しなければならない。国立大学法人筑波大学と秘密保持契約を締結しない者は、当該契約の見積競争に参加することができない。
- (4) 業務開始にあたっては、筑波大学附属病院の病院利用細則の他、関連する規則を遵守するものとする。また、個人情報の保護に留意して業務にあたるものとする。

以上

業 務 委 託 契 約 書 (案)

件 名 医師主導治験（医薬品）における総括報告書（和文）作成業務

発注者 国立大学法人筑波大学分任契約担当役附属病院長 平松 祐司（以下、「甲」という。）と受注者 （以下、「乙」という。）との間において、上記の件名（以下、「業務」という。）について、次の条項により委託契約を結ぶものとする。

第1条 （本治験の内容）

本治験の概要は次のとおりとし、その詳細は治験実施計画書に定める。

治験課題名：「cT1～3N0M0 膀胱癌を対象とした Atezolizumab 併用放射線療法に関する第 II 相医師主導多施設共同治験」

治験実施計画書番号：TSUKUBA-U002

- 2 甲が前項に定める治験実施計画書を変更する場合には、当該変更在先立ち乙に対して書面でその内容を申し出るものとし、甲及び乙は別途協議の上、適切な処置を講ずる。

第2条 （業務の内容及び手順）

甲は乙に業務を委託するものとし、乙はこれを受託する。なお、本業務の具体的な内容については「治験実施計画書」及び「治験総括報告書の作成に関する手順書」に定め、実施手順及びその他業務の遂行に必要な事項については甲及び乙が別途合意するすり合わせ手順書（以下、「手順書」という。）に定めるものとし、乙は手順書に従い善良なる管理者の注意義務をもって業務を行うものとする。

第3条 （遵守事項）

乙は、別紙の仕様書に基づいて誠実に業務を履行しなければならない。

2 業務の範囲

別紙仕様書のとおりとする。

3 業務の手順

乙は、第2条に定める手順書に則り業務を実施する。

4 業務の確認について

甲は、手順書に基づき、乙が当該委託に係る業務を適正かつ円滑に実施しているか確認することができる。

5 業務の指示について

甲は、乙に対し、業務に関し指示をすることができる。

6 指示の確認について

甲は、乙に対し、上記5に基づく指示の遵守状況について確認することができる。

7 報告について

乙は、甲に対し、業務の進捗状況等、甲の求めに応じて報告しなければならない。

8 甲から申し出のない限り、乙は、業務で発生した治験に関する記録（文書及びデータを含む）を当該医薬品（アテゾリズマブ）についての製造販売の承認を受ける日又は治験の中止若しくは終了の後3年を経過した日のうちいずれか遅い日までの期間、適切に保存しなければならない。

9 乙は、甲が実施させる監査及び規制当局による査察を受け入れ、また、監査担当者又は規制当局による査察時に、乙が保存すべき記録（文書及びデータ）の全ての記録を閲覧に供しなければならない。

10 乙は、乙の標準業務手順書に基づく品質保証及び品質管理システムを履行しなければならない。

第4条（実施期間）

本業務の実施期間は、本契約の締結日から令和7年3月31日までとする。

第5条（業務委託代金の支払）

本業務の委託料については別添の見積書記載のとおりとし、業務履行確認後、適法な請求書を受領した日から起算して40日以内に、乙の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。

2 交通費並びに宿泊費などの実費については「国立大学法人筑波大学出張及び旅費規則」に準じ、上記支払い時に合わせて別途支払うものとする。

第6条（委託業務の変更等）

甲は、必要がある時には乙と協議の上、契約の内容を変更し、または履行の中止をすることができる。

2 前項の場合において、業務委託代金及び業務委託期間等の変更があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

第7条（資料の提供）

甲は、乙が本業務を実施するために必要な情報、データ及びその他資料（以下、「業務資料」という。）を適宜又は別途甲乙協議の上決定した日までに乙に開示、提供する。

第8条（資料の管理）

乙は、業務資料を善良なる管理者の注意をもって保管・管理し、滅失・毀損・盗難・漏洩のないように、複製・複写物を含めた保管の記録を残す等の必要な措置を講ずる。

2 乙は、甲から開示された業務資料を業務に携わる者の必要以上に複写し、業務に関わらない乙の従業員に伝達し又は第三者に開示、移転、譲渡若しくは貸与してはならない。

第9条（流用禁止）

乙は、甲から開示された業務資料の一部又は全部を業務以外の目的に一切使用してはならない。

第10条（従業員の責任）

乙は、業務資料を取り扱う役員又は従業員の範囲を必要最小限にするとともに、当該役員又は従業員に対し、乙が本契約において課せられている業務資料の取り扱いに関する義務と同等の義務を負わせるものとし、当該役員又は従業員の義務違反について、その一切の責任を負うものとする。

第11条（資料の返還）

乙は、甲より提供された業務資料の全ての原本及びその複製・複写物を含む保存すべき文書又は記録を、業務終了後、甲の指示があるまで保管し、返却の指示があり次第速やかに甲に返却することとする。

第12条（法令の遵守）

甲及び乙は、本業務の実施にあたり、ヘルシンキ宣言の精神を遵守し、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）、「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」（平成9年厚生省令第28号）及びその関連通知を遵守して、本治験を実施するものとする。なお、これらの法令が改正された場合はその最新のものを守守する。

第13条（業務の確認・指示）

甲は、業務の実施中いつでも、乙の実施する業務の進捗確認及び査察を行うことができるものとし、当該進捗確認及び査察に基づき乙に対し必要な指示を行うことができる。ただし、査察日程については、事前に甲乙協議するものとする。

2 乙は、前項の指示に基づき適切な措置を講じるものとし、甲は当該措置が講じられたかどうかを確認することができる。

第14条（報告）

乙は、履行期間中、予め合意した間隔をもって定期的に、また、甲の要請がある場合は随時、本業務の進捗状況について口頭または文書を持って甲に報告するものとする。

第15条（成果の納入）

乙は、業務の成果（以下、「成果物」という。）を甲の指定する場所に甲の指定する期日までに納入するものとする。なお、甲の指定する期日に成果物を納入できないことが判明した場合、直ちにその旨を書面により甲へ通知し、甲の指示に従うものとする。

2 成果物に生じる滅失、毀損等の危険負担は、納入のときをもって乙から甲へ移転する。

第16条（検査）

甲は、成果物の納品後30日以内に成果物が甲乙協議し決定された基準に適合しているか否かの検査を行い、その結果を乙に通知するものとする。なお、甲から何ら通知なき場合は、納品日より30日を経過した成果物については検収に合格したものとみなすものとする。

2 前項において検査不合格のとき、又は検査合格後といえども成果物納品後6か月後までの間に成果物に隠れたる瑕疵が発見されかつ乙に通知された場合、乙は、甲乙協議し別途定める期間内に成果物を自らの責任で変更又は修正し、再検査を受けるものとする。但し、当該瑕疵が甲の与えた指示等、甲の責に帰すべき事由により生じた場合はこの限りでない。なお、再検査の手続きについては、前項の規定による。

3 乙は、成果物の瑕疵に関し、第1項に規定する検査期間中に成果物に瑕疵が発見されず又は乙に通知されなかった場合（但し、隠れたる瑕疵については成果物納品後6か月後までの間に成果物に隠れたる瑕疵が発見されず又は乙に通知されなかった場合）は、第26条の規定に拘らず、前項の修補責任、債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償責任を含む一切の責任を負担しない。

第17条（権利の帰属）

本業務に関する資料、本業務に関連して作成した資料及び成果物についての所有権及び著作権等の全ての権利は甲に帰属し、甲は、これを自由に使用することができる。

2 乙は、対象業務に関連して作成した資料及び成果物についての著作権等の権利については、前項に基づき、これを全て甲に譲渡するものとする。なお、乙は業務に関連して作成した資料及び成果物について、甲が自由に改変すること並びに甲又は甲が指定する者の名義で公表することに異論を述べないものとする。また、当該改変並びに公表について、乙の従業員等業務を遂行した者に異議を述べさせないものとする。

3 乙は、業務に関連して作成した資料及び成果物について、第三者の知的財産権等その他の権利を侵害していないことを保証するものとし、甲による仕様に関連し、第三者から権利侵害等のクレームが申し立てられた場合には、乙の責任でこれを処理解決するものとし、甲を免責する。

4 前項の定めにも拘わらず、乙が本業務の成果物を作成するために独自に開発したコンピュータの専門技術、統計的方法論、統計手法及び解析方法等、並びに乙が本業務の成果物の作成に使用した入力システム、帳票作成プログラム及び解析プログラムに関する権利及びデータベースに係る著作権その他の権利（以下、「乙の知的財産権」という。）は、全て乙に帰属する。但し、乙の知的財産権を使用した本契約上の成果物の利用において、甲は何等の制約を受けない。

第18条（新規知見）

委託契約の遂行により特許、実用新案、その他の工業所有権を受ける権利又はノウハウ等（以下、「新規知見」という。）が生じた場合には、乙は、速やかに甲に通知するものとする。新規知見は、甲に帰属するものとし、乙は、新規知見について工業所有権の登録出願等を行ってはならない。

第19条（秘密保持）

乙は第7条に基づき甲が乙に開示するすべての情報、資料、データ及び本業務の実施により得た情報（文書及び口頭によるものを問わず）、成果物等を、本業務終了後も、甲の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならず、本業務以外の目的で使用してはならない。

2 甲は、本業務の委託に関して知り得た乙の企業秘密を秘密に保持するものとし、本契約終了後も、乙の事前の書面による同意なくして第三者に開示又は漏洩してはならない。

3 前二項の規定は、次の各号の何れかに該当することを証明できるものについてはその限りではない。

- (1) 甲または乙が、相手方から情報、資料等の提供を受ける前に自ら知得していたもの
- (2) 公知の情報、資料等
- (3) 甲または乙が、相手側から情報、資料等の提供を受けた後に、正当な権利を有する第三者から守秘義務なく知得したもの
- (4) 法令または裁判所の命令により開示を義務付けられたもの（ただし、開示の請求等を受けた当事者は、直ちにこの旨を相手方に通知し、その対応について協議の上これに対応する）

第20条（再委託及び譲渡の制限）

乙は、業務の全部および一部を第三者に再委託することを原則禁止する。

第21条（暴力団等の排除）

甲及び乙は、自己又は自己の役員（取締役、監査役、執行役及び執行役員をいう。）が、委託契約の有効期間中、①暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員・暴力団準構成員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者でないこと、②暴力的要求行為、不当要求行為、脅迫的言動、暴力行為、風説流布・偽計による信用毀損行為、業務妨害行為、その他これらに準ずる行為を行わないこと（第三者を利用して行う場合も含む。）を表明・保証する。

第22条（契約解約）

甲又は乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、何等催告を要せず、ただちに本契約を解約することができる。なお、本条の規定は、損害賠償の請求を妨げない。

- (1) 相手方が本契約に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、是正されないとき
- (2) 本契約に基づく債務の履行に関し、重大な過失又は背信行為があったとき
- (3) 支払不能になったとき、重要な資産に差し押さえ又は競売の申し立てを受けたとき、又は破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始若しくは清算開始の申し立てを自ら行ったとき、若しくは受けたとき
- (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (5) 規制当局から営業停止・取消等の処分を受けたとき
- (6) 公租公課の滞納処分を受けたとき
- (7) 相手方の資産、信用状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
- (8) その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき

第23条（契約解約及び契約解約後の措置）

甲及び乙は、本契約の解約の場合、成果物の完成分及び未完成分の取扱いについて、両者協議の上決定する。

第24条（有効期間）

本契約の有効期間は、契約締結日より乙による業務の実施が全て終了し、かつ甲から乙への業務委託代金の支払が完了するまでとする。

- 2 前項の定めにも拘わらず、第8条、第9条、第10条、第11条及び第19条は本契約終了後も終了の日から10年間なお有効に存続する。さらに第17条、第18条及び第21条の規定は、本契約終了後もなお有効に存続する。

3 業務内容の変更、又は甲の業務の都合により、本契約を解約する場合には、甲は事前に乙に通知してこれを解約することができる。この場合、業務委託代金は、進捗状況に応じて両者協議の上決定する。

第25条（損害賠償）

甲又は乙が本契約に定める条項に違反し、相手方に損害を与えた場合には、違反当事者は、相手方が被った損害を賠償しなければならない。ただし、請求の原因を問わず、現実が発生した通常かつ直接の損害に関してのみ、当該請求原因に係る委託料相当額を上限として責任を負うものとする。

第26条（不可抗力）

監督官庁による法律・規制等の変更、天災地変、戦争・暴動・内乱、感染症の流行、原子力事故、ストライキ・労働争議等いずれの当事者の責めにも帰することのできない事由により、委託契約の義務を履行できなくなったときは、その事由の存在する期間、当該当事者は、かかる義務の履行または不履行について免責される。

第27条（管轄裁判所）

この契約に関する訴えの管轄は、国立大学法人筑波大学所在地を管轄区域とする水戸地方裁判所とする。

第28条（協議）

甲及び乙は、業務内容に相当な乖離が生じたときは、両者協議によりこれを決定するものとする。

第29条（細則）

この委託契約に定めるもののほか、必要な細目は国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。

第30条（その他）

本契約に定めのない事項または疑義を生じた事項については、甲および乙の二者で協議のうえ円満に処理解決する。

上記の契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、各自1通を所持するものとする。

令和6年 月 日

甲 茨城県つくば市天久保2丁目1番地1
国立大学法人筑波大学
分任契約担当役
附属病院長 平松 祐司

乙